

## 第5節 みみタロウキャラバン隊（滋賀県）

小西 敦（静岡県立大学経営情報学部 教授）

本節では、滋賀県の「みみタロウキャラバン隊派遣事業（多文化共生推進事業）」を紹介したい。本事業は、内閣府の「地方創生 SDGs 推進による新型コロナウイルスの影響への取組事例（令和2年6月時点）」（以下「内閣府資料」という）<sup>3</sup>においても取り上げられたほか、マスコミ<sup>4</sup>にも注目された事業である。

本節では、内閣府資料、公益財団法人滋賀県国際協会「みみタロウキャラバン隊活動報告書 2021年（令和3年）3月」（以下「活動報告書」という）<sup>5</sup>並びに2021年10月6日に行った滋賀県総合企画部国際課（以下「県国際課」という）及び滋賀県国際協会（以下「国際協会」という）に対するインタビュー調査の結果（以下「インタビュー結果」という）等に基づいて、以下の記述を行う。

### 1. 事業の概要

本事業は、多言語対応可能な大学生や留学生らから構成される「みみタロウキャラバン隊」を県内各所に派遣し、新型コロナウイルス関連情報の提供、各種支援制度及び「しが外国人相談センター」の利用の促進を行いつつ、生活での不安や困りごとの聞き取り調査を行うものである。SDGsの17目標中の10番目のゴール「人や国の不平等をなくそう」を実現しようとするものとされている<sup>6</sup>。

#### （1）本事業のきっかけ<sup>7</sup>

本事業のきっかけは、2021年の5月初旬に、三日月大造滋賀県知事から、「コロナ禍の中で、滋賀県に住んでいる外国人県民等が困っているのではないか、何かこちらから積極的にできることはないか」という課題提起があったことである。

この三日月知事からの課題提起を受け、5月15日に県国際課と国際協会が協議をスタートし、検討を重ねた。

協議では、これまでの外国人県民等との意見交換の中で「役所にいくことは敷

---

<sup>3</sup> 「SDGs 未来都市を対象に、新型コロナウイルス感染症による各地域における課題等を解決すべく、地方創生 SDGs 推進による新型コロナウイルスの影響への取組事例を調査し、27の自治体より36の取組事例が報告」されたもの。

<https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/covid19-sdgsfuturecity.pdf>: 2021年11月8日確認。

<sup>4</sup> 2020年6月5日中日新聞「多言語対応『キャラバン隊』巡回へ 在住外国人を支援、県など派遣」、同日毎日新聞「新型コロナ 多言語で相談対応 県キャラバン隊、甲賀へ派遣」など。

<sup>5</sup> <https://www.s-i-a.or.jp/references/706> : 2021年11月8日確認。

<sup>6</sup> この部分の記述は、内閣府資料37頁の記述による。

<sup>7</sup> 「本事業のきっかけ」は、インタビュー結果による。

居が高い」や「公的機関に不安や困りごとを相談したら、日本での滞在に何か不利益が生じるのではないか？」といった不安の声や「『無料で相談に乗ってもらえる』といったことが信じられない」という声があったことが再認識された。また、「コロナ対策として特別定額給付金支給制度がはじまり、外国人県民等がスムーズに受給できていないのではないか」という疑問が生じた<sup>8</sup>。

こうした協議の結果、「安心して相談してもらえる環境をつくるためには、相談等があるのを待っているだけではダメだ、こちらから出向き顔の見える関係をつくり、情報等を届けることが大切だ」という結論となった<sup>9</sup>。こうして、派遣型支援の本事業を企画し、協議開始から1か月経たない6月4日には、第1回の派遣というように、迅速に実行した。

## (2) 本事業の目的

本事業の目的は、「『誰一人取り残さない』SDGsの理念に基づき、多言語対応可能なサポーターを県内市町等に派遣し、外国人県民等が、各種支援制度を活用しながら、生活の安定が図れるよう、きめ細やかな支援を実施する」<sup>10</sup>こととされている。

## (3) 本事業の基本的な仕組み

本事業の基本的な仕組みは、次のようなものである。

滋賀県が、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び令和2年度外国人受入環境整備交付金を財源とし、国際協会が実施する多文化共生推進事業（「みみタロウキャラバン隊」活動を含む）に対し補助金を交付する<sup>11</sup>。

国際協会が「みみタロウキャラバン隊」として活動するサポーターを募集、編成し、現地活動のコーディネートや情報収集等を行う。

## (4) 本事業の背景

本事業の背景としては、次のようなものが考えられる。

### ① 滋賀県における外国人県民等

2020年12月現在の滋賀県在住の外国人県民等は3万3,076人と過去最多を

---

<sup>8</sup> インタビュー結果。

<sup>9</sup> インタビュー結果。

<sup>10</sup> インタビュー結果。

<sup>11</sup> 多文化共生推進事業補助金：6,670千円（滋賀県「令和2年度6月補正予算案の概要（その2）」<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zaiseikaikei/yosan/312954.html>：2021年12月13日確認）。

記録し、その国籍も合計 100 か国以上となっている<sup>12</sup>、とされている。滋賀県の同時期の総人口が 141 万 8,838 人であるので、人口の約 2.33%が外国人県民等となっている。なお、2020 年国勢調査によると、滋賀県の「人口に占める外国人人口の割合」は、2.3%であり、この値は、全国平均 2.2%よりも若干高くなっている<sup>13</sup>。また、滋賀県の外国人人口は 2014 年以降増加傾向が続いている<sup>14</sup>、とされている。

滋賀県内の市町で外国人人口比率が 2%以上の市町の状況は、表 1 のとおりである。2%以上の市町の外国人人口の小計は 23,863 人と、県全体 (33,076 人) の 72.15%となっている。2%以上の市町の総人口の小計は 744,569 人と県全体 (1,418,838 人) の 52.48%であるので、これと比較すると、滋賀県内の特定の市町に外国人がある程度集住しているとみてよいだろう。

外国人人口を国籍別にみると、ブラジル (伯) 9,039 人、ベトナム (越) 5,903 人、中国 (中) 5,241 人、韓国・朝鮮 (韓) 4,322 人が上位 4 グループとなっている。

表 1 外国人人口比率が 2%以上の滋賀県内市町 (2020 年 12 月末現在)

市町名	A 外国人人口 : 人	B 総人口 : 人	A/B %	上位 4 国籍			
				1 位	2 位	3 位	4 位
湖南省	3,317	55,061	6.02	伯 1,531	越 566	秘 356	韓 277
愛荘町	975	21,419	4.55	伯 560	越 124	比 120	秘 55
甲賀市	3,816	90,197	4.23	伯 1,515	越 629	中 397	比 350
東近江市	3,940	113,642	3.47	伯 1,535	越 834	比 378	中 368
長浜市	3,656	116,840	3.13	伯 1,721	中 501	越 468	比 260
日野町	682	21,304	3.20	伯 267	越 210	比 45	中 40
豊郷町	220	7,348	2.99	伯 100	越 45	中 28	比 26
彦根市	2,838	112,546	2.52	越 726	中 566	伯 506	比 454
草津市	2,971	135,850	2.19	中 1,025	越 553	韓 478	比 184
栗東市	1,448	70,362	2.06	越 354	伯 272	中 232	韓 215
小計	23,863	744,569	3.20				
県全体	33,076	1,418,838	2.33	伯 9,039	越 5,903	中 5,241	韓 4,322

(注 1) 活動報告書 2 頁表 1 に基づき、筆者作成。

(注 2) 伯=ブラジル、越=ベトナム、秘=ペルー、韓=韓国・朝鮮、比=フィリピン、中=中国。

<sup>12</sup> 活動報告書 1 頁。

<sup>13</sup> 総務省統計局「令和 2 年国勢調査人口等基本集計 結果の概要 令和 3 年 11 月 30 日」33 頁。

<sup>14</sup> 「滋賀県多文化共生推進プラン (第 2 次改定版) 令和 2 年 (2020 年) 4 月」3 頁。

## ② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

新型コロナウイルス感染症は、世界中の人間に影響を与え、我が国に住む人々も、その国籍にかかわらず、様々な影響を受けている。

加えて、外国人の場合は、「滞在許可や労働許可などの期限切迫、ロックダウンや商業便の欠航による帰国困難、あるいは家族を迎える予定だったが見通しが立たないなど、外国人特有の問題に多くの方が悩みを抱えているのが現状」とされ、「当事者が自分自身で得られる情報に格差があることで、各種給付金や休業補償など、本来受けられるはずの支援を受けられないほか、関係各所がそれらの情報を翻訳しても、本当に必要とする方々に確実に届けるに至らないなど、外国人県民等と行政間の課題も見えてきました」<sup>15</sup>、とされている。

## （5）「みみタロウキャラバン隊」のメンバーの特徴<sup>16</sup>

「みみタロウキャラバン隊」のメンバーは、下記のような特徴を有する。

### ① 募集

海外からの留学生、外国にルーツを持つ若者や海外への留学経験者、新型コロナウイルスの影響で一時帰国中の JICA 海外協力隊員など多方面に参加を募る。

### ② メンバーの人数と背景内訳

合計 20 名（JICA 海外協力隊員 5 名、県内留学生 8 名、外国にルーツを持つ青年 4 名、その他 3 名（日本人ボランティア、外国人県民等））

### ③ 出身国、ルーツのある国

中国、日本、ブラジル、モンゴル、フィリピン、インドネシア

### ④ メンバーが対応可能な言語

10 言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、インドネシア語、モンゴル語、ネパール語、カンボジア語、ラオス語）

### ⑤ チーフ隊員

2020 年 8 月 4 日に、チーフ隊員が 2 名配置された。2 名とも、JICA 海外協力隊員。

---

<sup>15</sup> 活動報告書 1 頁。

<sup>16</sup> 『みみタロウキャラバン隊』のメンバーの特徴は、活動報告書 3～4 頁の記述による。

## (6) 「みみタロウキャラバン隊」の活動状況<sup>17</sup>

「みみタロウキャラバン隊」の活動状況は、下記のようなものであった。

### ① 活動期間

2020年6月4日～11月29日の中の延べ52日間

### ② 活動形態

#### ア) 概要

「みみタロウキャラバン隊」の派遣は、「県内市町に対し外国人県民等からの相談状況や派遣型支援の必要性等に関するヒアリングを行いニーズの高いところを優先的に」<sup>18</sup>行った。キャラバン隊の具体的な活動形態は、相談ブース設置・ブースにおける相談活動、外国人県民等向け行事における活動、店舗巡回であった。

#### イ) 相談ブース設置・ブースにおける相談活動

ブースの設置会場は、ショッピングモール、市町役場、市民交流センターなどであった。活動内容は、「施設内に相談ブースを設置し、『しが外国人相談センター』などのリーフレット配布、『外国人県民等に対する新型コロナウイルス感染症による影響について』のアンケート調査」(以下「アンケート調査」という<sup>19</sup>)、「日常生活での悩みの聞き取り調査など」<sup>20</sup>であった。

相談ブースで、本事業スタート当初、「最も重要度の高い活動は、特別定額給付金の申請書の記入補助」<sup>21</sup>とされていた。特別定額給付金は、給付対象者を基準日(2020年4月27日)時点で住民基本台帳に記録されている者、受給権者を給付対象者の属する世帯の世帯主、としていた。外国人も住民基本台帳に記録されている者は、対象となった。しかしながら、「話すのは得意でも日本語の読み書きが難しいといった外国人県民等にとって手続きは容易ではなく、多言語で対応できる体制が必要だと考えられた」<sup>22</sup>。

特別定額給付金の申請書の記入補助以外の「ブースでの主な相談内容は、児童手当や緊急小口資金、家賃支援給付金制度、雇用保険、年金受給申請、税金の支

<sup>17</sup> 『「みみタロウキャラバン隊」の活動状況』は、活動報告書8頁の記述による。

<sup>18</sup> インタビュー結果。

<sup>19</sup> アンケート調査は、県国際課が Google Form で作成し、国際協会の Facebook やホームページのほか、キャラバン隊の活動の中でも、スマホを活用して、周知等され、2020年5月22日から11月29日の期間行われ、355名からの回答を得た(活動報告書26頁)。

<sup>20</sup> 活動報告書6頁。

<sup>21</sup> 活動報告書5頁。

<sup>22</sup> 活動報告書5頁。

払い猶予、教育資金(奨学金申請)などの各種制度に関する問い合わせといった、金銭面での支援を求める声が大半を占め、「そのほか、帰国困難者の滞在許可、求職、住宅探しなどについての相談も寄せられ、滞在期間や滞在理由に関わらず、コロナ禍の影響を受けて生活に困窮している現状が浮き彫り」<sup>23</sup>になった、とされている。

#### ウ) 外国人県民等向け行事における活動

実施場所は、日本語教室、日系人向け就労説明会などであった。活動内容は、「『しが外国人相談センター』などのリーフレット配布」やアンケート調査など<sup>24</sup>であった。

#### エ) 店舗巡回

実施場所は、県内のスーパー、飲食店などであった。店舗巡回は、ブース設置等に付随して行われた。活動内容は、「外国人経営、または外国人客の来店が予想される店舗を中心に巡回し」、「コロナ禍での経営状況や生活面での変化、来店する外国人客の様子などの聞き取り調査のほか、『新しい生活・産業様式確立支援事業』をはじめとする各種助成金・給付金などのリーフレット配布、『しが外国人相談センター』の案内」やアンケート調査などを行い、「来店者向けのリーフレット設置」<sup>25</sup>を依頼した。

### ③ 啓発回数・啓発リーフレット配布数

#### ア) 活動形態別内訳

本事業による啓発回数及び啓発リーフレット配布数の活動形態別の内訳は、表2のとおりである。派遣日数としては、52日であるが、ブース設置等に付随して店舗等を巡回した回数が、113回にのぼっていて、啓発回数の延べ数は、173回となっている。

---

<sup>23</sup> 活動報告書 5 頁。

<sup>24</sup> 活動報告書 6 頁。

<sup>25</sup> 活動報告書 7 頁。

表2 啓発回数・リーフレット配布数の活動形態別の内訳

活動形態	啓発回数 (延べ数)	配布数	説明
ブース設置：公共施設	14	114	
ブース設置：商業施設	31	711	
日本語教室など への訪問	6	159	
進路ガイダンス	2	配付無	ブラジル人学校訪問実施
その他	7	200	持ち帰り、配布委託など
店舗等巡回	113	1,388	上記のブース設置等に付 随して実施
合計	173	2,572	

(注) 活動報告書 8 頁表 2 に基づき、筆者作成。

### イ) 市町別の内訳

啓発リーフレットの配布数及び啓発の活動回数の市町別の内訳は、表 3 のとおりである。

表3 啓発リーフレット配布数等

市町名	A 配布数	B 外国人	A/B %	活動回数
湖南市	725	3,317	21.86	18
愛荘町	50	975	5.13	5
甲賀市	101	3,816	2.65	10
東近江市	91	3,940	2.31	7
長浜市	512	3,656	14.00	35
日野町	49	682	7.18	6
豊郷町	8	220	3.64	8
彦根市	457	2,838	16.10	24
草津市	138	2,971	4.64	10
栗東市	10	1,448	0.69	1
小計	2,141	23,863	8.97	124
県全体	2,475	33,076	7.48	

(注1) 活動報告書、8 頁表 3 及び 9 頁表 4 に基づき、筆者作成。

(注2) 配布数の市町名は、配布場所所在市町。

(注3) 活動回数は、ブース設置又は地域の店舗等巡回によって啓発活動を行った回数。

(注4) 県全体の配布数には、関係者の持ち帰り等による配布先不明分 97 部を含まず。

## 2. 事業の成果

### (1) 本事業が目指す成果<sup>26</sup>

みみタロウキャラバン隊の目指す具体的な成果は、次の4項目とされている。

#### ① 各種支援制度の利用促進

外国人県民等に対する支援制度の手続きに関する補助を行うことでより多くの方々が支援制度を受けられる環境をつくる。

#### ② 「しが外国人相談センター」を身近な存在に

国際協会内に設置する「しが外国人相談センター」の存在、役割を外国人県民等及び各市町に積極的に宣伝し、認知度向上を図るとともに、その場で相談者をセンターにつなぐことで利用の機会をつくる。

#### ③ 長期的な支援策を検討するためのニーズ把握

定期的な困りごとや不安の聞き取りにより、変容するニーズを把握し、継続的かつ適切な支援策の検討・立案に役立てる。

#### ④ 将来の多文化共生社会を担う人材育成

大学生や留学生等がこの事業に携わることで、人材育成につなげる。

### (2) 実際に得られた成果

上記の①から④までの目指す成果に対して、実際に得られた成果は、次のようなものである。

#### ① 各種支援制度の利用促進

前記(1.(6)②イ))のように、相談ブースで、本事業スタート当初、「最も重要度の高い活動は、特別定額給付金の申請書の記入補助」<sup>27</sup>とされ、これ以外の「ブースでの主な相談内容は、児童手当や緊急小口資金、家賃支援給付金制度、雇用保険、年金受給申請、税金の支払い猶予、教育資金(奨学金申請)などの各種制度に関する問い合わせといった、金銭面での支援を求める声が大半を占め」、「そのほか、帰国困難者の滞在許可、求職、住宅探しなどについての相談」<sup>28</sup>、とされている。

---

<sup>26</sup> 「本事業が目指す成果」については、活動報告書2頁の記述による。

<sup>27</sup> 活動報告書5頁。

<sup>28</sup> 活動報告書5頁。



ブースで受けた相談件数は、合計で 55 件であった<sup>29</sup>。このうち、各種支援制度の手続きに関するものの件数は、活動報告書では示されていないが、一定数あったものと思われ、本事業が、支援制度の利用促進に寄与したことは間違いないであろう。

## ② 「しが外国人相談センター」を身近な存在に

アンケート調査によると、320 名の回答者のうち、「しが外国人相談センター」を「知っている」としたのが 122 名（約 38%）、「知らない」としたのが 198 名（約 62%）であり、「しが外国人相談センター」の存在の不認知割合は、約 6 割となる。啓発リーフレットの配布数は、2,572 なので、これにこの不認知割合（0.6）をかけると、1,500 を超える人に「しが外国人相談センター」の存在を新たに知ってもらう機会を提供し、認知度を向上させたといえよう。

## ③ 長期的な支援策を検討するためのニーズ把握

相談ブースの相談等を通じて得た外国人県民等の困りごとに関する知見としては、「日本語の読み書きが壁となってサポートが受けられないことや、外国人同士・対日本人とのコミュニティが形成できず情報格差が生じている現状」<sup>30</sup>がある。また、多言語対応が可能な窓口を設けている国際協会の「認知度向上のターゲットは、県内の外国人県民等にとどまらず、日本人も対象にすることが不可欠」<sup>31</sup>ともされている。

これらの知見は、本事業によって得られた又は改めて確認された貴重なものであるが、「定期的な困りごとや不安の聞き取りにより、変容するニーズを把握」できたという成果は、活動報告書からは確認できなかった。

## ④ 将来の多文化共生社会を担う人材育成

みみタロウキャラバン隊のメンバーは、「外国に関わりのある大学や関係各所を通して募集し、海外からの留学生や外国とのルーツのある外国人県民等、また、海外での留学・就労・ボランティア経験のある県民等、さまざまな背景や外国との関わりをもつ若者」が集まった<sup>32</sup>、とされている。メンバーの特徴は、前記（1.（5））した。

数値的には、キャラバン隊メンバーとして活動に参加したのは 20 名で、「全活動を通じて合計 216 回（日）の活動機会があり、一人あたり平均約 11 日間、

<sup>29</sup> 活動報告書 10 頁。同頁では、「『しが外国人相談センター』への電話・来所を促した相談、店舗巡回時の相談などを含めると、倍以上になります」とされている。

<sup>30</sup> 活動報告書 11 頁。

<sup>31</sup> 活動報告書 13 頁。

<sup>32</sup> 活動報告書 14 頁。

活動日数の多いメンバーで最大 40 日以上参加」した<sup>33</sup>、とされている。

本事業の人材育成の「成果を測るため、キャラバン隊メンバーに対してアンケートを実施した」<sup>34</sup>とされているアンケートの「今後に活かしたいこと」についての回答では、下記のような前向きなものがあつた。

「・この活動を通じて、たくさんの人に出会うことができた。他国の人や、外国にルーツのある人とも交流でき、異文化交流や多文化共生についても自分の実体験から多くの学びを得た。

・活動当初はかなり人見知りをしてしまったが、ほかのメンバーの様子を見て、人との会話の仕方や、共通言語をもたない人への接し方について学び、回数を重ねるにつれて打ち解けるまでの時間が短くなったように感じる。今後、人と接する時にも、このコミュニケーションの取り方を心掛けたい。

・生活に困っている人たちと直接話し、今まで知らなかった地域課題や外国人特有の問題について触れた。自分は今学生なので、もっと勉強に励んで将来的にサポートしていきたい」<sup>35</sup>。

また、キャラバン隊のメンバーの中には、国際協会のボランティアメンバーになってくれたり、異文化講座の講師として協力してくれたりする人もいて、人材育成においても、一定の効果があつたと思われる。

### 3. 事業から得られた示唆と今後の課題

#### (1) 得られた示唆

本事業から得られた示唆について、羅列的に私見を述べると、以下のとおりである。

#### ① 政策の実施時期と迅速な対応

第一に、政策が最も必要とされる時期に実施されることとそれを可能とするように政策立案と実施準備が迅速に行われることが重要である。

前記(1.(6)②イ)のとおり、本事業のスタート当初、最も重要度の高い活動は、特別定額給付金の申請の支援であつた。

特別定額給付金は、「簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」<sup>36</sup>ものとされ、迅速な支給が求められていた。滋賀県内の市町では、5月に申請の受け付けを開始している。また、特別定額給付金には、申請期限があり、滋賀県

---

<sup>33</sup> 活動報告書 14 頁。

<sup>34</sup> 活動報告書 14 頁。

<sup>35</sup> 活動報告書 15 頁。

<sup>36</sup> 総務省「特別定額給付金事業の概要」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000715375.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000715375.pdf) : 2021 年 12 月 12 日確認。

内の市町では、最も早い湖南省では2020年8月6日<sup>37</sup>、最も遅い大津市及び長浜市でも8月31日が、申請期限日であった。このため、申請の支援も、5月から8月までの間に行うことに意味があり、短期決戦であった。

本事業では、前記(1.(1))のとおり、5月初旬の知事の指示を受けて、県国際課と国際協会が5月15日協議をスタートし、1か月経たない6月4日に、「みみタロウキャラバン隊」の活動を開始し、この支援が最も求められる時期に支援を実施している。

特別定額給付金の制度が、2020年4月20日の閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づいていることなどを考慮すると、本事業における企画立案及び実施準備がスピーディに行われ、それが成果を生んだと言えよう。

また、インタビュー結果によれば、特別定額給付金の申請が終了し、啓発リーフレットの配布中に「以前に受け取った」という反応が多くなったことなどを踏まえて、11月29日には、キャラバン隊の活動を停止している。このように、イベントではない啓発普及事業を事業の成果を意識して短期集中で行うことは、政策のあり方としては、珍しいものではないだろうか。

## ② 政策の立案と実施の一体性

第二に、政策の立案と実施が一体的に行われ、その担い手間に信頼関係に基づく緊密な連携が存在することが重要である。

中央省庁等改革を主導した行政改革会議の「最終報告」(1997年12月3日)は、「政策立案機能と実施の機能とは、一面において密接な関係をもつものであるが、両者にはそれぞれ異なる機能的な特性があり、両者が渾然一体として行われていることは、かえって本来それらが発揮すべき特性を失わせ、機能不全と結果としての行政の肥大化を招いている。新しい行政組織の編成に当たっては、政策立案機能と実施機能の分離を基本とし、それぞれの機能の高度化を図ることとすべきである」<sup>38</sup>と明言していた。しかし、政策の企画立案機能と実施機能の分離が常に正しいとは限らないことが、本事業を観察していて、良く分かった。

本事業においては、仕組み上は、前記(1.(3))したように、県が、国際協会が実施する事業に対し補助金を交付する、というものである。しかしながら、インタビュー結果によれば、本事業については、県国際課と国際協会とが一体となって企画立案している。実施においても、国際協会が募り、組成した「みみタロウキャラバン隊」が主な実行部隊ではあるものの、県国際課、国際協会、そしてキャラバン隊のメンバーが、毎日の活動終了後、振り返りを行うなどして、緊

<sup>37</sup> 湖南省は、滋賀県内では最も早く、2000年5月7日に郵送での申請を受け付けていた。

<sup>38</sup> 行政改革会議「最終報告」「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方」「1 基本的な考え方」「(2) 政策の企画立案機能と実施機能の分離」。

密な連携を取り、実施方法に修正を加えるなどしつつ、事業を行った、とのことである。こうした、実施と一体的な企画立案や緊密な連携が、迅速な対応や成果を生む実行に結び付いたと思われる。また、各組織において、知事をはじめとする組織のトップが、担当者を信頼して、担当者による事業の企画案や実施案を尊重したことも、本事業の成功の要因ではないだろうか。

### ③ 政策立案者の対象者への共感

第三に、政策の立案者が政策の対象者に対する共感を持つことが重要である。

本事業を立案した県国際課は所属長を含め海外勤務経験を有する職員が多く、自身が、異国において「外国人」であることを体感している。こうした経験や体感は、本事業の対象者である外国人県民等への共感に繋がっている。インタビューにおいても、外国人県民等の「困りごと」を「自分ごと」として、何とか解決しようとする心構えを、強く感じた。

### ④ 専門的知見の尊重

第四に、専門的知見等の尊重が重要である。

インタビューによれば、県国際課は、国際協会がこれまで培ってきた人脈や知見等を尊重する姿勢を堅持して本事業を行ったようである。

国際協会は、一般財団法人自治体国際化協会<sup>39</sup>が認定する「多文化共生マネージャー」<sup>40</sup>の資格を有する者が複数所属するなど、組織として、高い専門性を有している。

### ⑤ 県と市町との間の的確な役割分担

第五に、県と市町との間の的確な役割分担が重要である。

特別定額給付金事業は、実施主体は基礎自治体、すなわち市区町村であり、この事業は市区町村の自治事務、実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については国が補助率 10 分の 10 で補助する<sup>41</sup>、という仕組みであった。したがって、外国人県民等が行う申請への支援は、本来的には、市区町村の仕事であろう。

---

<sup>39</sup> Council of Local Authorities for International Relations : CLAIR（略称：クレア）。

<sup>40</sup> 多文化共生マネージャー（略称：タブマネ）とは、「地域の多文化共生推進の担い手として、日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくりを目指し、施策の立案・実践や、関係者間のコーディネート等を行う人材」とされ、「活動に必要な専門的知識を身につけるため、「クレアでは認定制度を設けており、所定の研修及び課題研究を修了された方を『タブマネ』として認定」し、2021年6月11日現在、タブマネは、全国で598人、滋賀県で32人、登録されている（<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/jiam/tabumane.html>：2021年12月12日確認）。

<sup>41</sup> 全額補助の自治事務の課題については、宇賀克也『地方自治法概説 第9版』（有斐閣、2021年）142頁参照。

実際、基礎自治体の中には、笠間市のように、外国人向け特別定額給付金の案内を行い、特別定額給付金の日本語を含め 12 言語対応の多言語版リーフレットを用意した<sup>42</sup>ところもあるようである。

しかしながら、多くの市区町村では、限られた時間の中での日本人向けの特別定額給付金事業の実施だけでも手一杯であり、外国人県民等への配慮を行うことは容易ではなかったと想像できる。

また、外国人県民等が一定数、存在するといっても、滋賀県の場合は、市町ごとにみると、最多の大津市でも、4,495 人であり<sup>43</sup>、外国人県民等が主に使用する言語の種類が多様であることなどから、市町ごとに、多言語に対応した事業を企画立案し、実行するのは、やや無理があろう。

こうした点を考慮すると、滋賀県と滋賀県全体をカバーする国際協会が本事業の主体となっていることは、本事業の効果的、効率的な実施に、大きく寄与したのではないだろうか。

## (2) 今後の課題

最後に、本事業の結果、筆者が外部から観察した者として感じた今後の課題について、簡単に触れて、本稿を終わりとしたい。

### ① 「しが外国人相談センター」の不認知度

課題の第一は、「しが外国人相談センター」の不認知度が、前記(2.(2)②)したとおり、6割と高いように、現在、滋賀県が持つ外国人県民等へのサービスが十分に認識されていないことである。アンケートに回答した外国人県民等の過半は 10 年以上日本に滞在しているようであり<sup>44</sup>、「しが外国人相談センター」も、1993 年に開設され<sup>45</sup>、相当の歴史を有するにもかかわらず、このような認知度合いであることは、課題ではないだろうか。

このような状況がなぜ生まれているのかは、筆者には不明であるが、実行は簡単ではないことを承知しつつも、外国人県民等に対する悉皆的な調査等も必要ではないか、と感じる。

### ② 他の手段や方法の検討の必要性

課題の第二は、他の手段や方法の検討の必要性である。「みみタロウキャラバン隊」が、待ちの姿勢ではなく、積極的に現場に出向くという方策を採ったこ

---

<sup>42</sup> <https://www.city.kasama.lg.jp/page/page011299.html> : 2021 年 12 月 12 日確認。

<sup>43</sup> 活動報告書 34 頁。

<sup>44</sup> 活動報告書 29 頁参照。

<sup>45</sup> 1993 年に外国人相談窓口開設、2019 年 4 月より「しが外国人相談センター」に名称を改称。

とは、高く評価できる。特に、こうしたデスクを飛び出していくという姿勢が、県や県レベルの国際協会で存在したことは、特筆すべきであろう。

その上での議論であるが、啓発活動では、他の手段や方法の検討も必要ではないだろうか。例えば、アンケートにおける「新型コロナウイルス感染症に関する情報収集のために何を利用していますか」という問に対する回答では、318人中260人（約82%）がFacebookと回答している。こうしたことなどを踏まえると、国際協会のFacebookのフォロワー数<sup>46</sup>を増やす、より具体的で実際的な他の手段や方法を探求すること<sup>47</sup>なども、必要ではないだろうか。

### 【謝辞】

本報告を執筆するに際して、お忙しい中、ヒアリング等に応じてください、たくさんのご教示をくださった滋賀県の森中高史総務部長、同県国際課の白井稔課長、高木静参事、西村峻介主査、伊藤かおり主任主事、公益財団法人滋賀県国際協会の光田展子主幹をはじめとする関係の皆さんに感謝いたします。

---

<sup>46</sup> <https://www.facebook.com/siabiwako> : 2021年12月12日確認。フォロワー数、1,363。

<sup>47</sup> 本事業によっても、フォロワー数は増加しているようである。